

アフタースクールの実施状況について

1 目的

児童福祉法第6条の3第2項に基づき、小学校1年生から6年生（平成27年度から高学年にも拡大）までの児童で、その保護者が労働等（疾病や介護、障害を含む。）により、放課後家庭にいない児童に「適切な遊び・生活」の場を提供し、児童の健全な育成を図る。

2 実施施設 9クラブ13支援 全小学校区児童を受入 (定員：概ね40人/1支援)

名称	支援数	開設場所	開設年月
赤穂アフタースクール	2支援	赤穂小学校内	平成9年4月
			平成23年4月
城西アフタースクール	2支援	城西小学校西隣（城西町49）	平成14年4月
			平成22年4月
塩屋アフタースクール	2支援	塩屋小学校内	平成8年4月
			平成22年4月
赤穂西アフタースクール	1支援	赤穂西小学校内	平成29年10月
尾崎アフタースクール	2支援	尾崎小学敷地内 尾崎小学校内	平成7年4月
			平成28年4月
御崎アフタースクール	1支援	御崎小学校敷地内	平成11年4月
坂越アフタースクール	1支援	坂越小学校内	平成21年6月
高雄アフタースクール	1支援	高雄小学校敷地内	平成29年4月
有年アフタースクール	1支援	有年小学校内	令和2年4月
（原アフタースクール）		（原小学校内）	（令和元年11月）

※長期休業中以外に原小学校児童から利用希望があった場合は有年アフタースクールを利用

3 実施時間 平日：授業終了時～午後6時

土曜日・学校授業日の振替休日：午前8時～午後6時

※土曜日は尾崎アフタースクールを開所

（休所日） 日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）・夏季休業中の学校
閉鎖期間（8月10日～15日）・3月31日（休日の場合は3月30日）

4 保育料 月額6,000円（8月：13,000円）

5 登録児童数と市内児童数の推移

	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4
赤穂	79	81	90	95	81	99	85
城西	68	69	77	90	85	100	100
塩屋	76	96	98	109	100	97	103
赤穂西	※1 10	13	15	24	16	15	15
尾崎	77	82	98	99	89	94	89
御崎	45	43	45	52	40	47	38
坂越	37	48	43	46	57	64	68
高雄	6	7	20	22	13	16	18
有年・原	—	—	※2 2	※3 10	10	13	17
計	398	439	488	547	491	545	533
市内児童数	2,395	2,362	2,343	2,298	2,198	2,172	2,079
利用率	16.6%	18.6%	20.8%	23.8%	22.3%	25.1%	25.6%

※1 R29.10の人数

※2 R1.11の人数（原アフターアフタースクール）

※3 R2.4から有年アフタースクール

6 学年別登録状況（令和5年4月1日現在）

児童数 2,079人（1～3年：987人 4～6年：1,092人）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	うち4月利用者	支援員等数	うち補助員
赤穂	21	21	16	22	5	0	85	65	13	6
城西	23	28	22	18	5	4	100	87	13	5
塩屋	21	26	29	19	5	3	103	75	12	5
赤穂西	4	3	1	5	2	0	15	13	7	1
尾崎	30	17	23	9	8	2	89	71	12	5
御崎	13	8	8	5	5	0	39	31	6	4
坂越	23	18	19	6	1	0	67	56	10	5
高雄	3	4	0	5	5	1	18	12	5	3
有年	4	4	3	5	1	0	17	9	5	1
計	142	129	121	94	37	10	533	419	83	35

※4月利用者数は登録者のうち、4月に1日でも利用見込みがある在籍人数

7 年間平均利用者数

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
赤穂	56	58	57	47	50	51
城西	50	47	58	57	64	68
塩屋	50	58	63	64	71	70
赤穂西	5	6	8	12	7	8
尾崎	60	66	65	48	58	56
御崎	31	29	34	26	21	25
坂越	26	29	30	28	37	35
高雄	3	6	10	9	9	12
有年・原	—	—	2	4	4	7
計	281	299	327	295	321	332

8 アフタースクールの課題

- (1) 支援員の確保
- (2) 施設整備
- (3) 適切な施設利用

(目的)

第1条 この要綱は、赤穂市立小学校に就学し、昼間保護者のいない家庭の小学校児童（以下「児童」という。）で、保育を必要とする児童の健全育成を推進するとともに、地域における子育て家庭への支援を行うことを目的とする。

(平27教委訓令甲8・一部改正)

(名称等)

第2条 この事業は、赤穂市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定した学校等において実施し、赤穂市アフタースクール子ども育成事業（以下「アフタースクール」という。）という。

(対象者)

第3条 アフタースクールの対象者は、本市の小学校に通学する児童のうち、保護者及び同居の親族その他の者が次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 昼間居宅以外で労働することを常態としている場合
- (2) 長期にわたり病気にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合
- (3) その他前2号に類する状態であると認められる場合

(平19教委訓令甲2・全改、平27教委訓令甲8・一部改正)

(定員)

第4条 アフタースクールの定員は、概ね40人とする。

(平19教委訓令甲2・平22教委訓令甲1・平27教委訓令甲8・一部改正)

(指導内容)

第5条 アフタースクールは、主に遊びを通じて児童の健全育成のための生活指導を行うものとする。

(開設日及び開設時間)

第6条 アフタースクールの開設日は、次の各号に掲げる日を除いた月曜日から土曜日までとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めた日

2 開設時間は、月曜日から金曜日は放課後から午後6時までとし、土曜日は午前8時から午後6時までとする。ただし、春季休業日、夏季休業日、冬季休業日及び振替による休業日の開設日については、開設時間を午前8時から午後6時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めた場合には、開設時間を変更することができる。

(平20教委訓令甲2・全改)

(申込み及び許可)

第7条 アフタースクールの入所を希望する児童の保護者は、申込書を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申込みがあつたときは、これを審査のうえ許可するものとする。

(許可の取消し)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消すことができる。

- (1) 児童に該当しなくなつたとき。
- (2) 申込み手続きに偽りがあつたとき。
- (3) 児童が放課後児童支援員等の指示に従わないとき。
- (4) 保護者がこの要綱の定めに従わないとき。
- (5) その他、アフタースクールの管理運営上支障があると認められるとき。

(平19教委訓令甲2・平27教委訓令甲8・一部改正)

(放課後児童支援員及び補助員)

第9条 アフタースクールに放課後児童支援員及び補助員を置く。

2 放課後児童支援員は、児童の健全育成に熱意をもち、必要な知識又は経験を有する者で赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年赤穂市条例第44号）第10条第3項に規定する者とする。

3 補助員は、児童の健全育成に熱意をもち、必要な知識又は経験を有する者とする。

4 放課後児童支援員及び補助員の服務については、別に定める。

(平27教委訓令甲8・一部改正)

(費用負担)

第10条 アフタースクールの入所を許可された児童の保護者は、保育料として月額6,000円（ただし、8月分については、13,000円）を翌月5日までに口座振替により、納入しなければならない。

2 前項に規定するもののほか必要な費用は、別に徴収することができる。

(平19教委訓令甲2・一部改正)

(保育料の減免)

第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に係る保育料を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する児童 保育料の10割
 - (2) 就学援助の適用を受ける児童（ただし、前号の適用がある場合は除く。） 保育料の5割
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めたとき 委員会が定める額
- 2 前項の減免を受けようとする児童の保護者は、減免申請書を委員会に提出しなければならない。
- 3 委員会は、前項の申請を受けたときは、速やかにその可否を決定し、保護者に通知しなければならない。
- (平19教委訓令甲2・追加)

(保育料の不還付)

第12条 納付された保育料は、還付しない。ただし、特に委員会が認めたときは、この限りでない。

(平19教委訓令甲2・追加)

(関係機関との連携)

第13条 委員会は、この要綱の運用にあたっては、関係機関と連携を図らなければならない。

(平19教委訓令甲2・旧第11条繰下)

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平19教委訓令甲2・旧第12条繰下)

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
(令2教委訓令甲10・旧付則・一部改正)
- 2 第10条第1項ただし書の規定にかかわらず、令和2年8月分の保育料は、6,000円とする。
(令2教委訓令甲10・追加)

付 則 (平成19年3月30日教委訓令甲第2号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月28日教委訓令甲第2号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月31日教委訓令甲第1号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月31日教委訓令甲第8号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年6月30日教委訓令甲第10号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。